

遍路・巡礼と往来手形 Junrei, and *Ōrai-tegata*

内田 九州男
Uchida Kusuo

In my 2004 presentation “Pilgrims in Early Modern Japan: *Ōrai-tegata* and Social Status,” I offered a hypothetical interpretation of *ōrai-tegata* (documents permitting travel). I suggested that individuals who set out on a journey with an *ōrai-tegata* bearing the words “If I should die of illness while on my journey, please bury me according to the customs of the place. No message need be sent to my home place.” were stricken from the residential record of their home village. Afterwards, however, I found no examples to support this hypothesis and received no endorsement of my view. Therefore, on this occasion I would like to examine the question of the issuing and return of *ōrai-tegata*, focusing on documents from Iyo province.

In regard to the issuing of *ōrai-tegata*, the cases of ① Nagahama in Ōzu fief, ② Hato-chō in Matsuyama fief, ③ Kazahaya-gun in Matsuyama fief, and ④ Komatsu fief were considered. Aside from Komatsu fief, permission for residents of the area to go on pilgrimage was controlled by fief officials of that area. For example, in Nagahama it was the coastal control official of Ōzu fief and in Hato-chō and Kazahaya-gun it was a magistrate. In each case, a representative of the town, having received a request from the resident, would ask the coastal control official or magistrate if permission for the trip could be granted and, if permission was given, would convey that information to the requester. The *ōrai-tegata* would be issued at that time. Regarding the death from illness in Nagahama of a resident of another fief, the person was dealt with as requested in the *ōrai-tegata* (with no notification sent to the person’s place of origin). No cases in Hato-chō and Kazahaya-gun are known.

As Komatsu fief was small, with a stipend of 10,000 *koku* of rice, its administrative structure was simple, and requests by residents for travel were dealt with at the *kaisho*, where the chief retainer of the feudal lord conducted business. In the case of residents, the record of the *kaisho* notes requests for pilgrimage from 1741, indicating the resident’s name, village, destination, and the fact that permission was granted, but there are none of the *ōrai-tegata* duplicates that were supposed to be included. In this fief, the chief retainer of the fief had authority to give permission for pilgrimages. In the cases of residents of other fiefs, they were dealt with as requested in the *ōrai-tegata*. The chief retainer was reported to and issued instructions.

Next, I examined instructions from the shogunate related to *ōrai-tegata*. In 1843 the following was decided according to order of the magistrate of Osaka. When residents of Osaka, Hyōgo, and Nishinomiya (who were under the jurisdiction of the Osaka magistrate) went on pilgrimage, detailed regulations were to be followed. ① The time period of the trip was to be determined; ② a *tegata* was to be issued jointly by the town officers; ③ the *tegata* indicated that if the person died in another place, after their burial, the circumstances of the death were to be sent back; ④ the person making the journey was to carry the *tegata* thus inscribed; ⑤ note of this was to be made in the town’s record of residents; ⑥ the information was to be delivered to the central administrative office for all of Osaka; ⑦ if the person failed to return, the central office would be informed; ⑧ after several months, the person would be declared to have disappeared; and ⑨ notice of such would be sent to the town magistrate. It is questionable whether this was actually carried out.

The content of an *ōrai-tegata* issued in Matsuyama in 1844 conforms to the regulations of the Osaka magistrate’s office. It is not clear, however, if this was the policy throughout the Matsuyama fief. Further investigation is needed to determine whether the *ōrai-tegata* was made following the content as ordered by the Osaka magistrate’s office and whether note was made in the person’s residential record.

It is surprisingly difficult to determine the content of the *ōrai-tegata* issued and how hometowns was kept informed about pilgrims. Thus, the hypothesis proposed in “Pilgrims in Early Modern Japan: *Ōrai-tegata* and Social Status” requires still further investigation.

はじめに

今回の報告の契機となったのは、2004年10月の「四国遍路と世界の巡礼」国際シンポジウムにおいて私が行った「近世の巡礼者たち一往来手形と身分一」（註①）という発表である。その中で取り上げた往来手形には、「捨て文言」というものが存在していた。その最も代表的なものには、”もしも病死したらその所の作法で葬ってほしい、その際国元への届け出は不要です”という趣旨のことが書かれている。実際にはこの言葉によって、行き倒れた人々は大抵その土地に葬られ、国元には連絡しなかったというのが私の仮説であった。

ところがこれをそのまま実行すると、国元と必ず矛盾を起こすこととなる。すなわち、巡礼者は元気で遍路に出ていることから、国元の村の記録としては尚生きている、あるいは在村している記録が残っているはずである。ここから、先の文言が効力を發揮するためには、巡礼者がこの手形をもって旅に出た瞬間からその人は村の公式帳簿から消去されなくてはならないのである。

こうしたことから「捨て往来」と呼ばれた往来手形を分析した研究者（註②）は、「この捨て往来を持った人間は自動的に村の戸籍から削除される」という考えを述べており、それを受け、筆者も捨て文言のある往来手形を持つ者は村の帳簿、つまり宗旨人別帳から削除されると考えなければシステム的に矛盾を起こすと考えた。そこで前回はこの考えに従って仮説を発表したが、それから今日まで同様の意見がまったく現れていない。そこで今回はこの説について再度検討していきたい。

具体的には、往来手形の発行と返納、そしてそれを所持した人間はどこで管理されたかを、伊予国の史料を中心に検討して行きたい。

従来私たちは往来手形を問題とするとき、主に行き倒れた人の所持物で庄屋日記等に写されたもの等を史料に用いてきた。ところが、その人間がどの村出身でどういった手続きを経て遍路に出、行き倒れた村まで来たかを調べるというのは非常に困難である。そこで、逆に遍路に出た人の地域の記録を探し、どういった手続きがなされているかを突き止めたならば、比較的わかりやすいのではないかと考えた。

今回は次の四つの史料の検討を行った。

- ①大洲藩長浜町会所記録（註③）
- ②松山藩波止町記録（註④）
- ③松山藩風早郡代官所日記（註⑤）
- ④小松藩会所日記（註⑥）

上記以外にも松山藩郡奉行所日記、大洲藩郡奉行日記等の郡奉行関係、さらには窪野村史料（註⑦）も取り上げる予定であった。松山藩郡奉行所日記は伊予史談会所有で、一ヶ月につき一冊、江戸時代を通して計五冊、つまり五ヶ月分しか残っておらず、それらには遍路に関する記載がまったく無かった（註⑧）。また、大洲藩郡奉行日記は筆者の研究室で保管しているもので半年分残っているが、これにも遍路が領内に入り行き倒れた、もしくは領内から遍路を出したという記録は全く登場しない（註⑨）。したがって郡奉行の管轄範囲ではなかったようである。ただし、後ほど取り上げるが、土居田村の史料（註⑩）には郡奉行が関与しているようである。ここから制度が途中で変わった可能性があることを指摘しておきたい。

第一章 大洲藩長浜の例

まず、大洲藩長浜の例について考えたい。長浜は遍路道から大幅に外れた所にある。大洲藩では藩の船を管理し動かしていた役職に船奉行があったが、長浜はその船奉行が支配する町場という、大変珍しい町であった。ここには船を運行して物品・人員の輸送を行う人々（船持ち・船頭・水主等）が居住して、藩の御用を果たすことに町としての重要な任務があった。

その長浜町会所記録の現存するもので2番目に古い元文2（1737）年の『萬覚牒』に

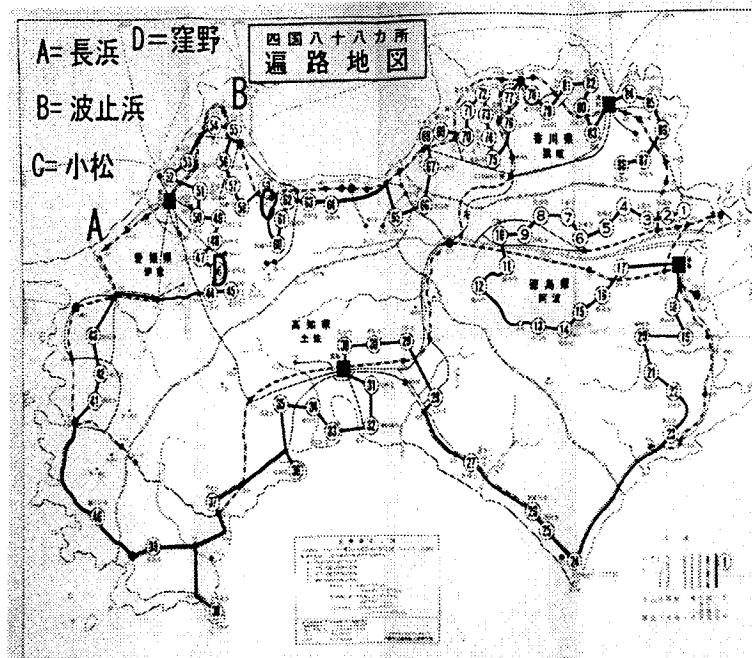


図1 関係地名図

往来手形之事

一此弥兵衛・武左衛門・与六・六・喜右衛門・小市と申者此度西国順礼ニ罷出申候、御法度之切支丹ハ不及申転類族悲田宗ニても候無御座慥成者共ニ御坐候、則別紙寺手形相添候、所々御役所無御疑御通可被下候、行暮候節ハ宿等被仰付 [] 二何等之六ヶ敷儀 [] 間敷候、仍って如件 [] 領長浜町老 松屋安右衛門

元文二年巳二月九日

所々御役所衆中様

村々御庄屋中様

というのが記録されている。

これは長浜から西国巡礼に出た者たちの往来手形である。弥兵衛から小市という者までが西国巡礼へ出ること、この者たちは法度とされる切支丹や転び類族、悲田宗ではないことが記されている。引用の[]の部分は冊子の欠損部分であり、ここに「捨て文言」があったとすれば往来手形として一般的な形であるが、欠損しているため明言することはできない。

この記録で惜しまれるのは、長浜町会所記録において、長浜の巡礼者が持つて出た往来手形の第一号であり、かつ地元から巡礼へ出た者の往来手形の文面が唯一記載されている例であるのに、文書の肝心の部分が欠損していることと、この手形が発行される際の手続きや経過が全く記載されていないことである。不思議な記述法である。そしてこの後は全く違うテーマの記述が始まっている。

長浜町会所記録（1年につき1冊）は享保8（1723年）から明治2年（1869年）年までの146年間で61年分合計61冊が残っている。その中で遍路や巡礼に出た例は3年で7例がある。以下に史料を引用する。

①天明8年（1788年）

一清水屋与治右衛門志願ニ付四国巡拝ニ罷出度段願出ニ付御伺申上差許申候、以上
三月三十日

②寛政6年（1794年）

一裏町九十郎・寺町和八右之者共此度四国巡拝罷出度願出候ニ付御伺申上差遣申候、以上
三月朔日

一京屋勇助讃州金毘羅参詣仕度申出候

一濱師吉蔵母・寺町新蔵・同町覚蔵・紺屋町源八妹、右之もの四国巡拝罷出度相願申候、右之段御伺申上候、以上

年寄

三月六日

一平野屋佐兵衛・堀江屋卯右衛門・宇和屋藤右衛門・堀江屋助治世体・粟屋磯右衛門以上五人讃州金毘羅へ参詣仕度申出候、

一堀江屋六兵衛妻・同人世体・漁師平八夫婦以上四人右之者四国巡拝罷出度相願申候、
右ニ付御伺申上候、以上
三月十三日

③文化4年（1807年）

一町仁太郎病身ニ付四国巡拝御願申上候、右ニ付銀壺五匁被下置、相渡候
二月九日

これら地元から出る遍路の記述はいくつかの特徴を持っている。まず史料中の「御伺申上」、「差許」という文言が注目される。この日記は町老という町の代表者のもとにいた書記が書いたもので、「申上」とは船奉行への申請、「差許」は会所の者たちが願い出た本人に旅行許可を与えたとの意味に解釈できる。この記述法から、長浜においての遍路・巡礼に出る許可権限は船奉行所のトップが持つており、その申請事務と許可の伝達を司ったのが町会所であったと考えられる。

第2は、これらの記載の中には往来手形の控えが全く存在しないことである。これは大変不思議なことである。後述する小松藩会所日記にも同様の特徴がみられる。すなわち、共通して地元から遍路へ出た者たちの往来手形は、その控えが残されていないのである。長浜では非常に件数が少ないので別帳を作成する必要はなかったと考えられるので、別に何らかの理由があったのであろう。

3番目の問題として、③文化4年の例は銀の下賜があったのであるが、「被下置」という言葉が使われ、船

奉行所または船奉行そのものから「餞別」らしき銀15匁が出されている。わざわざ本人は「病身」と断っており、現在であれば病気を持った人間が歩き遍路を行うことはできないであろうことから、これには背景があつたと考えられる。

次に長浜の領域に入ってきた遍路の記載を検討する。他地域の遍路(辺路)で、長浜で死去した文化4(1821)年の例である。

往来手形之事

一拙寺弟子覚信就立願此度為日本大社并四国巡拝罷出候間諸所御閑所無相違御通可被下候、尤行暮候節ハ一宿被仰付可被下候、若於何国茂病死仕候ハヽ其御所之御作法御取置可被下候、國元へ御届不及候、為後日如件

豫州西條領新居郡北垣生村

真言宗法泉寺判

文化四丁卯二月

国々御閑所

村々御庄屋中

右覚信坊病死ニ付葬候後相認メ左之通

豫州西條領新居郡北垣生村法泉寺御弟子覚信坊病死いたし候ニ付一札之通此所へ葬置候、以上

未六月五日長浜町

往来手形封し此所へ入置

これは伊予国西條領北垣生村の宝泉寺の弟子覚信が長浜領内で死去し、処理した例である。この法泉寺は天保年間及び明治初年にも存在したことが確認できる(註⑪)ので、この往来手形は信頼できる。他地域より領内へ入った者は、死去している場合は事件の可能性もあることから、村では正確に記録を残している例が多い。本来であればこの文書の後に「雜物控え」のようなものがあり、所持していたものが記されたはずであるが、この場合はその記載はない。ここでは「一札之通」に葬って、その往来手形をこの記載の所に入れておいたのである。「一札之通」とあるから、町の作法で葬り北垣生村へは知らせなかったのであろう。

この他地域から来て領内で死去した遍路の場合は往来手形と経過をきちんと記載している。遍路や巡礼に出ることを許可をしたという記録しか残していない領内の者とは、扱いが大いに異なる点は注目される。

第二章 松山藩波止町と風早郡の例

本章では、松山藩波止町の例について述べたい。

① 覚

当町高部屋治右衛門、同下男一人、池田慶喜兵衛以上三人、今度四国辺路ニ罷出申度旨奉願候、願之通被仰付可被下候、已上

正徳二辰年六月

波止町組頭太右衛門

同半蔵

年寄七三郎

平井才兵衛殿

池内善兵衛殿

② 往来手形之事

一予州松山領野間郡波止町治右衛門、喜兵衛、九郎右衛門と申者以上三人、今度四国辺路ニ罷出候、宗旨之儀者三人共ニ代々禪宗、寺者同町瑞光寺檀那紛無御座候、所々御番所無相違御通可被下候、尤行暮申候節者、宿之儀被仰付可被下候、若同行之内病死仕候ハヽ早速御取置被仰付可被下候、為其往来証文如件、

正徳二辰年六月十七日

予州野間郡波止町古川七三郎

御国々所々御番所

同所庄屋長野半蔵

松山藩波止浜の町方文書二通を取り上げるが、まず一通目①を検討する。

①は、波止町町役人が平井才兵衛と池内善兵衛という人物へ、2人の町人と下男が遍路に出たいと願っているのでその許可を求めて申請を出している文書である。前述の長浜の例と同様のパターンである。

松山藩の役職名鑑には郡奉行まではかろうじて書かれているものの、それ以下の役職については記されていない(註⑫)。前述の二人はその配下で、この地を支配した代官のようだ。②は、その代官の許可を受けて発行された往来手形である。

宝暦2(1752)年の松山藩の地方支配体制では、地方支配(農村支配)ではトップが家老、その次に奉行とい

う役が5～6人存在し、その下に具体的な役職を持った奉行（勘定頭、賄頭、町奉行等）が並ぶ。そしてその下に、郡奉行と兼務の代官または代官専任の者が各郡にほぼ一人ずついた（註⑬）。この文書はそれよりもかなり古いため、二人体制をとっていた可能性もある。また、代官が一郡に複数いる場合や二郡の代官を兼務した場合もあり、時期によって少しずつ異なっているのである。

次に、同行者がいる複数の遍路の場合は国元へは事情が必ず伝わるので、文言も変わる。複数人で遍路をし、一人が死去した場合でも他の者が無事に戻れば、その原因や経過を村や親族に知らせることが出来るのである。そのため”行暮れた場合は、宿を世話してください、もし同行の者が病死したならば早速葬ってください”とあるのである。「国元への知らせは必要ない」とは書かれていないのは、先に述べたように3人中最低1人でも国元へ戻れば事情は伝わるので、死者を葬ってもらうのみでよいのである。

③ 覚

一当町大井屋新兵衛、今治屋新右衛門同妻一人以上三人、今度四国辺路二罷出申度旨奉願候、願之通被為仰付可被下候、以上、

享保九辰年二月

波止町与頭太右衛門

半藏

奥村文太夫殿

同年寄彦三郎

④ 往來手形之事

一与州松山領野間郡波止町新兵衛、新右衛門、同妻已上三人、此度四国遍路二罷出申候、宗旨之儀者三人共代々淨土宗、同郡大井村真光寺旦那紛無御座候、所々御番所無相違御通可被下候、尤行暮申候節者、宿之儀被仰付可被下候、若日待之内病死仕候ハヽ御取置被仰付可被下候、為其往来証文如件、

享保九辰年三月十四日

御国々所々

御番所

与州野間郡波止町古川彦三郎

同所庄屋長野助三

次に、二通目の文書③について述べる。こちらは一通目①の約10年後の享保9（1724）年の史料である。奥村文太夫宛てになっていることから、奥村は野間郡の代官のようである。この文書も町年寄・組頭から代官あてで、一通目①の史料と同様代官の許可を求めるパターンである。郡の代官所か代官の手元にはこうした遍路・巡礼願いが集まっていたと推定される。

そこで代官所記録を探した結果、『北条市誌』に「松山藩風早郡代官所記録」の写真が掲載されていて代官所記録が存在することは判明したが、その実物を確認することはできなかった。

さきの『北条市誌』には、風早郡代官所記録（宝暦～文政）である『一番日記呼出』に記録された参詣願が表として整理・掲載されている。この表には、伊勢参り、四国遍路、四国法華寺巡拝、和霊社参り、金毘羅参り、宮島参りなどの参詣願が、村と百姓から出されている。宝暦4（1754）年から文政2（1819）年、65年間に22件の願いがだされていたのである。前述の波止浜の例から見ても、松山藩において参詣願を受理し許可を与えるのは代官だったようだ。先の風早郡代官所記録は、旧大庄屋家に所在しているということなので、現物の発見に努力したい。

第三章 小松藩の例

本章では、小松藩の事例について考える。小松藩には、家老の執務場所（会所）で記録された執務日記として非常に有名な『小松藩会所日記』が存在する。失われた年もあるが、享保元（1716）年に始まり幕末までの約200年間に会所に持ち込まれた案件を克明に記録したものである。

| 年号 | 月日 | 所属村 | 申請者 | 行先 |
|------|-------|------|-----------|------------|
| 宝暦4 | 2.28 | 諸村 | 百姓 | 伊勢 四国遍路 |
| " | " | " | " | " |
| " | 6.10 | 中西内 | 喜八（庄屋） | 伊勢 |
| " | 7.4 | 北条町 | 百姓 | 四国遍路 |
| " | " | 22ヶ村 | " | " |
| 宝暦9 | 2.23 | 諸村 | " | 伊勢 |
| 宝暦10 | 6.12 | 横谷 | 弥右衛門 | " |
| 安永5 | 4.7 | 辻 | 伝之右衛門（庄屋） | " |
| 天明元 | 7.2 | 客 | 不明 | 遍路 |
| 寛政10 | 5.22 | 常保免 | 組頭 重左衛門 | 四国法華寺巡拝 |
| 文化8 | 閏2.14 | 大西谷 | 岩藏 | 四国巡拝 |
| 文化12 | 2.25 | 別府 | 庄屋 太左衛門 | 和霊社 |
| " | 4.7 | 片山 | 源五郎 | 金毘羅 |
| " | 7.18 | 萩原 | 久左衛門 | 伊勢 |
| 文化13 | 5.6 | 宮内 | 社人 正岡甲斐 | " |
| " | " | 八反地 | 庄屋 門田与左衛門 | 金毘羅（但し延期） |
| 文化14 | 2.15 | 善応寺 | 仁左衛門 | 金毘羅 |
| " | " | 別府 | 太左衛門 | " |
| " | 4.19 | 才ノ原 | 徳左衛門（カ） | " |
| " | 5.18 | 辻町 | 郷簡 小左衛門 | " |
| " | 6.14 | 院内 | 手先 次郎右衛門 | 宮島 |
| 文政2 | 3.6 | " | " | 金毘羅 |

「一番日記呼出」により作成 ()は筆者注記

表1 風早郡参詣願い一覧（『北条市誌』より）

今回はその前半部分を取り上げ、遍路統制の特徴が出現するまでを追った。会所は、長浜では町の住人たちが町行政を行う場であったが、小松では家老が執務をする場所である。小松藩は石高1万石、人口も1万2～4千人の小藩であったため、行政機構は簡素であった。家老のもとに奉行、さらに下に具体的な役を持った奉行がいるという形をとるが、人数は極めて少なく、組織としては非常に簡素なものだったと言える。

先に触れたように、この会所には様々な事件や案件が持ち込まれ、かつそれらが日記に克明に記載されている。その中で遍路関連記事を探すと、享保12年1月に讃岐の遍路が1人死去、とあるのを最初にして同年から同21年までで他地域から来た遍路の死亡記事6件が記録されているが、領内から遍路・巡礼に出た記録はない。

ところが、寛保2（1741）になると、初めて領内からの遍路願等の参詣願が現れる。享保17・18年頃は伊予国を猛烈な飢饉が襲い、庶民は遍路に出なかったというより出ることができなかつたであろう。飢饉以前も遍路へ出ることができたはずであるが、その記録は見られない。

この後藩内の経済状況が回復した結果、寛保2（1742）年領内から遍路・参詣願いが出始めたが、この年いきなり40件という膨大な数が現れており、突如旅行ブームが起きたなど何らかの特別の理由が考えられる。

寛保2年の願いの内容を見ていきたい。記述は何れも簡単で、村・役職・名前・参詣巡拝種別、「免」で終わる。

（6月7日）一大頭村左次右衛門与兵衛四国遍路願免

同日一新屋敷村太郎右衛門与六伊勢參、八兵衛夫婦四国廻り

（6月12日）一新屋敷村五郎兵衛元右衛門三郎兵衛宗次郎安兵衛与八郎芳右衛門伝兵衛母又助宮嶋參願免

同日一大郷村組頭新右衛門宮嶋參、同村佐右衛門伊勢參り願免

同日一萩生村喜右衛門吉三郎九郎右衛門理右衛門三右衛門宮嶋參、五郎左衛門市兵衛弥七郎平七伊勢參免

同日一半田村惣右衛門五兵衛松兵衛三郎兵衛加右衛門八兵衛伊勢參、与右衛門佐左衛門新兵衛理右衛門卯助与八郎宮嶋參願免

といった具合である。何れも往来手形に触れることなく、かつ手形の控えも全く記載されていない。ここに一つの特徴がある。

ところが、他地域出身の者が死去した際にはその多くに往来手形の控えが存在している。

以下対応の違いを見せる二つの例を掲げる。

①享保12年

一辺路式人萩生村内へ參懸り内一人病氣付候て此村ニテ養生仕度由願申ニ付所之もの世話いたし遣候由、往来手形見候処左之通

一讃州大内郡城鳥村之住人善入淨心此度四国辺路ニ罷出候所実正ニ御座候、御国法ニ付六ヶ敷儀出来候ハヽ何時ても私共罷出埠明可申候、若行暮申候ハヽ一宿被仰付可被下候、旦又相煩又ハ相果候ハヽ御慈悲之上ニテ御取捨て可被下候、此方ヘ御付届ケ及不申候、仍って往来手形如件

讃州大内郡城鳥村庄屋

享保十二年末正月廿一日

孫左衛門

同村旦那寺

見性寺

四国御番所様衆中

右之病人相果候ニ付往来手形之通取置、則同道之者立合取置候段弥無別条候

②享保15年（3月）8日

一松山御領宇手那郡久吉村之者歳四十斗辺路ニ出当町ニテ病死ス、中村勝右衛門立合吟味之上無別状往来等致所持候、依之あいかりへ入念埋させ、猶又往還筋ニ札を立置右之庄村屋方へ町年寄より飛脚遣、追て一家之者共罷越一礼申本善寺へも礼物等差出候

①は典型的な往来手形を所持していた讃岐の遍路である。その手形には

相煩又ハ相果候ハヽ御慈悲之上ニテ御取捨て可被下候、此方ヘ御付届ケ及不申候

という文言が入っていた。この病人遍路が死去した際は

往来手形之通取置、則同道之者立合取置候段弥無別条候

と処理の経過が述べられている。往来手形の記載通りに処理され、それには同行の者が立合問題なく済んでいる。

次の②は享保15年の記録であるが、松山領の遍路の死去の例である。藩の武士が立合って吟味し、特に問題もなくあいかり（小松藩の大規模墓地）へ入念に埋させ、その上で往還筋に立札を立てゝ、町年寄からこの遍路の出身村の庄屋へ飛脚を送っている。後日

一家之者共罷越一礼申、本善寺へも礼物等差出候
とある。

前者は出身地へ連絡することもなく埋葬処分し、後者は墓地「あいかり」に埋葬し、道筋には立札を立て、町年寄が相手方庄屋に手紙を出している。後日遍路の一家の者達がこゝを訪れ、「一礼」しかつ寺へ「礼物」まで差し出している。この二者は明らかに扱いが異なっている。①は捨て文言をもつ往来手形を、おそらく②は死去の場合は国元へ知らせてしいという趣旨の文言をもつ往来手形、ならびに埋葬費、飛脚代に充当できる金銭を所持していたと推測される。

したがって、小松藩では遍路・巡礼などが領内で死去したときには、往来手形に書かれたとおり処理したと思われる。前述の長浜の西条の僧の例でも「往来手形通り処理した」とわざわざ書いてあることから、基本的には捨て文言を持つ往来手形所持の場合はその通り処置され、国元へは通報しないことになっていたと考えられる。

また、小松藩では領内から出る人間について当時の体制では不都合が生じると考えたのだろう、少しずつ管理が整えられる。寛政13（1801）年1月には帰ったことの届、すなわち遍路などから戻ったという帰着届けを会所に提出させた。また、その一ヶ月後の2月には願いの連れについて問われ、連れがあるから許したという記述になった。これは先ほど述べたが複数人で遍路へ行けば正確な情報が伝わり地元の混乱もないが、単独で行くと情報は伝わらず問題が生じる。そこで、遍路へ赴く前（申請時）に同じ領内の者でなくとも、連れがいることを届け出れば許可を出したようである。以後は申請があった場合連れの記述が現れるようになる。その一方、連れがない者へも許可をしており、これは必ずしも必須の条件というわけではなかったようである。

以上のように伊予国大洲藩・松山藩・小松藩の様子を見ていくと、遍路などが途中で死亡した場合は所持した往来手形の内容に従って処理されていると考えていいだろう。あわせて注目されるのは、大洲長浜の1例を除いて、共通して自らの地域から出た遍路巡礼などの往来手形の控えがない点である。

第四章 大坂町奉行所の触

本章では、幕府が往来手形の発行やその文言、あるいはこれを手にして巡礼に出た人の人別管理などを指示した史料の検討を行いたい。

江戸に膨大な数の村方の人々が流入し、人口は溢れ、江戸周辺へと市街地が拡大して行政の手の施しようがなくなった結果、天保14（1843）年幕府は農村への人返し政策を探った。また、外部から入る者を制限し、その際に人別支配強化を打ち出した。この時幕府は人別支配の強化を命じた法令を出したが、その法令は長浜の町会所記録にも写されており、これとおなじものが、北摂（摂津北部）の代官支配地でも記録されている。したがって、この法令は、江戸から直轄地の大坂や代官支配地の天領に入り、さらに私領である大洲藩にも入っており、全国に確実に通達されたものであった。

その中で、非常に独自性の強いものを作ったのが大坂である。以下それを検討する。

天保一四年閏九月九日の触（『大阪市史』四下）（註⑯）

閏九月九日在方人別相減候ニ付、江戸より仰渡有之、自今在方の者、新たニ三郷并兵庫西宮の人別ニ加ヘ問敷事、在方より出稼又ハ奉公ニ罷越候者、免許状持參之事

往来手形寺請状并人別状の事

一是迄三郷并兵庫・西宮之者共、廻国六部順礼等ニ罷出候節ハ、菩提所寺院へ相対之上、往来手形請取來り候由ニテ、右手形文面ニ、何方ニても致病死候とも、其所之作法通死骸取片付、別段通達不及旨認候義も有之由相聞、右ハ一駄道理ニ不叶、如何之事ニ候、以来ハ年限を定、町役人共連印之往来手形ニ、右様於他国相果候節、死骸取片付之義は格別、死失之次第通達可請筈ニ認、出立為致、其段人別帳へ記し置、右之趣惣会所へ相断、不立帰候ハヽ、猶又同様相断可申、其後數月を経、音信も無之不立帰、欠落と見極候ものハ月番之奉行所へ可断出候、

要点を箇条書きすると、

- ①これまで菩提所寺院と相対の上、往来手形を請取ってきたという。
- ②どこで病死しても、其所の作法通りに死骸取を片付け、別段通知は必要ない旨、認めてきたこともあるとのこと。
- ③この後は旅の年限を決め、町役人共連印の往来手形を発行すること。
- ④他国で死去した場合は死骸を片付けるの当然だが、往来手形に死失の経過を知らせを請る筈に認めて出立させ、そのことを人別帳へ記録すること。この経過を大坂の惣会所へ断る事。
- ⑤本人が帰らない場合はやはり総会所へ届けること。その後数ヶ月を経ても音信なく帰らない場合で「欠落」

と見極めた者は月番之奉行所へ届けること。
となる。

新しい方式は③④⑤である。この方式がきちんと実施されたならば、確かに遍路や巡礼に出た者のその後の消息は正確に把握できたであろう。この大坂町奉行所が出した法令がどのように実際の大坂などの町方で実施されたかを示す例は判明しておらず、それを追究した研究もない。筆者も今回この問題に初めて気づいたのでその解明は今後課題としたい。

第五章 松山藩土居田村の例

最後に、松山藩土居田村の史料について検討したい。この史料は二通で構成されている。以下①が往来手形の写し、②が村役人の書いた願書である。

①

伊予国松山領温泉郡

<房蔵へ渡往来の押切印>

土居田村房蔵

右の者肥後国清正公へ参拝罷越候処相違無之候、宗旨之儀は代々法花宗ニ紛無之候、若行暮候ハヽ宿等御借可被下候、万一病死等致候ハヽ其所之御作法ニ御執行被下後日違乱之儀無之候、仍て往来如件

天保十五辰年

庄屋

三月

郷田金次郎印

組頭久七 印

同次右衛門印

同徳兵衛 印

十二日出之、十三日往来御返候ニ付、房蔵へ差遣候

②奉願口上

温泉郡土居田村井八倅

房蔵

右の者心願御座候ニ付、肥後国清正公へ参拝罷越申度旨願出申候、来四月五日切帰足仕旨申出候ニ付、奉願候、尤手間数々御座候て農事差支之儀御座無候間、願之通被仰付被下候様仕候奉存候、尚又別紙往来手形差出申候間、御聞済被成下候ハヽ、御奥印被仰付被下候様、此段宜被仰上可被下候、以上

辰三月

庄屋

金次郎印

組頭久七印

同次右衛門印

同徳兵衛印

十二日出ス

郡御役人中

史料①の前半に「押切」とあるが、これは割印のことである。申請書の控えと遍路へ出る者に渡す正式な往来手形を重ね、二枚に割印を押した。割印は庄屋のものであった。庄屋は房蔵にこの手形を渡したが、手形は庄屋には戻らなかったようである。

また、「十二日出之、十三日往来御返候ニ付、房蔵へ差遣候」とあるのは、往来手形（案文）を作り、藩内のいずれかの上部権力に、この者に参拝を認めるかどうか12日に伺いをたて、13日に往来手形が戻り、それを本人（房蔵）に発行したという意味である。

史料②の内で最も重要なのが、「来四月五日切帰足仕旨申出候ニ付、奉願候」と、期日と帰足の約束をさせて巡礼へ出している点であろう。このような例は従来の往来手形には見られない。ここでは前述した大坂の法令の趣旨が活きている。つまり、房蔵が四月五日までに戻らなかつた場合、出奔ないしは参拝中に死去したと考えられ、地元の宗旨人別帳から削除する根拠ができるのである。その結果、村内で矛盾を起こさず処理できるのである。願書に「郡御役人中」とあるから、郡奉行所に庄屋たちが往来手形の発行許可を求めていると考えられる。ここから、従来松山藩では郡奉行の下の代官がこうした許可は出していたが、この段階においては郡奉行へ許可権限が移ったと考えられる。先ほど郡奉行の日記を調査したと述べたが、その日記はこの往来手形よりも年代が古い。そのため、日記には一切関連する記述は見られなかつたと考えたい。天保期以後の遍路あるいは伊勢参り等の長距離旅行における諸問題は、新たに検討しなくてははならないと考えられる。

おわりに

全国的な研究との比較について少し述べたい。かつて「往来手形」という名称が登場するのは非常に新しく、江戸時代後期になってからと考えられていた（註⑯）。しかし今回の調査で松山においては正徳期の史料も存在し、往来手形の登場は初期から「往来手形」という名称を用い、かつ他地域の遍路の所持するものも同様であるから、事実認定そのものを改めていく必要がある。これは別の機会に論じたい。

二つ目は、往来手形を所持した者が、村の中でどのように扱われたかについてであるが、残念ながらわかつていない。長浜の近隣にある今坊村では、毎年改めの宗旨人別帳が数十年間にわたり保存されている（註⑰）。また、人別の増減帳というものもあり、これもほぼ同時期残っている。残念ながら、遍路にて帰らないというケースに該当するものは存在しなかった。ただし、幕末近くになると「出奔」と書かれた女性が増減帳に何名かずつ表れる。松山藩では古くは「出奔」＝「欠落」として扱われており、これは当然村から出てしまい、消息不明という記載である。帰らない遍路がこの事例に当てはまるのか、その検討は今後の課題として残さざるを得ない。それには大変地道な作業が必要だと考えている。

註①『四国遍路と世界の巡礼 平成16年度愛媛大学国際シンポジウムプロシーディグズ』（愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」国際シンポジウム実行委員会、2005年）②喜代吉栄徳編『四国遍路研究 往来手形特集』第一七号（海王舎発行、2001年）③原本が61冊有って41冊は愛媛大学図書館蔵、20冊は松山市の個人蔵である。④『今治郷土史 波止浜町方覚日記 大浜村柳原家文書 資料編 近世3』（今治市発行、昭和63年）⑤『北条市誌』（北条市誌編纂会発行、昭和56年）で各所の記述に活用されている。⑥西条市立温芳図書館蔵。この日記の利用にあたっては、同図書館ならびに郷土資料室の友澤明氏に多大なご支援をいただいた。⑦窪野村文書は愛媛県歴史文化博物館に寄託されており、写真撮影をご許可いただいたが活用には至らなかった。いる。⑧『郡奉行所日記』は、宝暦2年、同4年、同6年、同10年、同11年中にものが各1冊（1ヶ月分）ずつ残っている。⑨『大洲藩郡奉行日記』は、慶応元年（1865）正月～6月までの記事を収録している。⑩遠田家文書の内（愛媛大学図書館寄託）⑪『西條誌稿本』（愛媛大学図書館蔵、日野にこ照編天保13年成稿）の垣生村、『伊予国地理図誌（東予）』（伊予史談会編・発行、平成21年、原本梶原虎三郎編明治8年成稿）の埴生村に「法泉寺」の記述がある。⑫『松山藩役録』（伊予史談会編発行、平成19年）⑬『松山市史 第二巻 近世』（松山市、平成5年）、浅海泰之「松山藩「郡奉行所日記」（宝暦二年一〇月分）（『伊予史談』270号、昭和63年7月）⑭『大阪市史』第四下（大阪市役所、大正2年）⑮五島敏芳「往来手形考」（『史料館紀要』第29号、平成10年）⑯愛媛県歴史文化博物館寄記

本報告は、平成19～21年度科学研究費補助金（基盤研究（B）一般「四国遍路と世界の巡礼 その歴史的諸相の解明と国際比較」：研究代表 内田九州男、課題番号：09320097）による研究成果の一部である。